第１部
基本編

目次

第１部 基本編

第１章 総則

第１節 計画の目的及び位置づけ 1

第１ 計画の目的 1

第２ 計画の位置づけ 1

第３ 計画の構成 2

第４ 計画の進行管理と修正 2

第２節 災害対策の基本理念及び基本方針 3

第１ 災害対策の基本理念 3

第２ 基本方針 4

第３ 減災目標 6

第２章 防災関係機関等の役割

第１節 防災関係機関等の役割 7

第１ 市の役割 7

第２ 市民の役割 7

第３ 地域の役割 7

第４ 民間事業所等の役割 8

第２節 防災関係機関の業務大綱 9

第１ 市及び関係防災組織 9

第２ 県 9

第３ 指定地方行政機関 10

第４ 指定公共機関 11

第５ 指定地方公共機関 12

第６ 防災関係団体 12

第７ 自衛隊 13

第３章 会津若松市の防災体制

第１節 会津若松市防災会議 14

第１ 組織 14

第２ 所掌事務 14

第２節 会津若松市災害対策本部 15

第１ 組織 15

第２ 所掌事務 15

第３節 広域応援体制の整備 16

第１ 地方公共団体協定 16

第２ 民間事業者・団体等との協定 16

第３ 相互応援体制の整備 16
第４章 本市の概況及び災害の危険性
第１節 本市の概況 17
第１ 自然的条件 17
第２ 社会的条件 17
第２節 災害履歴 19
第１ 地震災害 19
第２ 風水害・土砂災害 19
第３ 雪害 20
第３節 市内各地区の地理的特性 21
第１ 各地区の課題と取組目標 22

第１章 総則

第１節 計画の目的及び位置づけ

第１ 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、会津若松市防災会議が作成する市の地域に関する災害対策計画であり、その内容は、地震災害対策、風水害対策、各種災害対策（雪害、林野火災等）を総合的にまとめたもので、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害被害の軽減を図ることを目的とする。

第２ 計画の位置づけ

本計画は、国の防災基本計画や県地域防災計画と整合性を有し、本市の地域性を加味した計画とし、過去の被災状況を踏まえた内容とするとともに「会津若松市総合計画」をはじめとする本市の他の分野別計画（※）等と整合性を図るものとする。

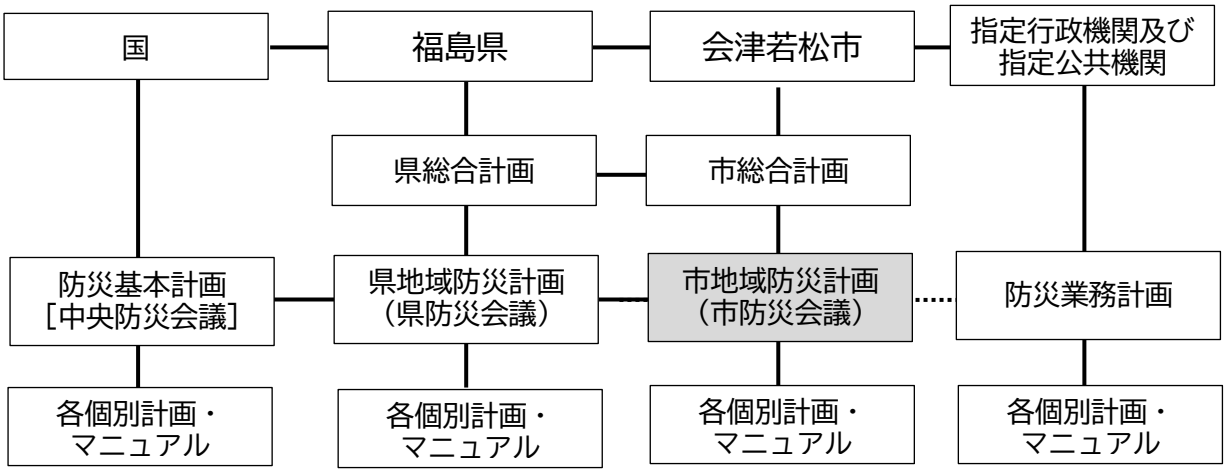

※他の分野別計画

- 会津若松市都市計画マスタープラン
- 会津若松市立地適正化計画
- 会津若松市地域福祉計画　等

第３ 計画の構成

本計画は、計画本編と資料・様式編で構成されており、市の災害対策の基本となるとともに、市民や事業所等が防災活動を行う際の指針となるものである。

計画本編は、「基本編」「地震災害対策編」「風水害対策編」「各種災害対策編」の４部から成り、近年の災害の多発化・激甚化を踏まえて、本市における災害リスクの高い地震及び風水害への対策を重点的に定めたものであり、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策についても規定している。

なお、「各種災害対策編」における災害復旧・復興対策については、「地震災害対策編」及び「風水害対策編」の内容を準用するものとしている。

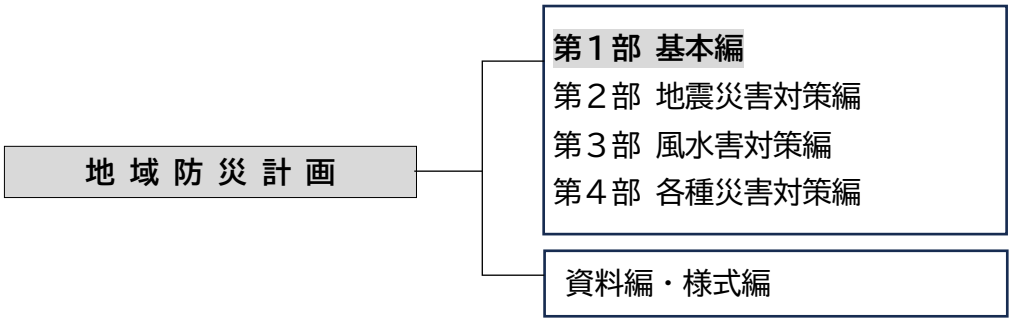

第４ 計画の進行管理と修正

本計画は、毎年、防災会議において、進行状況を確認する。また、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の上位計画が修正された場合又は市行政機構の変更や市域の構造が著しく変化し計画内容が不備になった場合など、社会情勢の変化等に応じ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。修正にあたっては、市民意見聴取を行うとともに、各種団体等の求めに応じ計画案の説明会などを開催する。

なお、改訂から10年後の令和17年を目途に、計画の大幅な見直しの必要性を検討する。

第２節 災害対策の基本理念及び基本方針

第１ 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

（１） 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること

（２） 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（地域住民等の共助による自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること

（３） 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること

（４） 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、生命及び身体を最も優先して保護すること

（５） 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること

（６） 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること

第２ 基本方針

本計画の目的を達成するための目標は、引き続き「自助、共助、公助の連携による災害被害の少ない会津若松市」とする。

この計画は、防災に関し、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、その推進にあたっては、本市の現状を踏まえ、県地域防災計画を参考とし、以下の事項を基本とする。

１ 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民等による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界がある。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

このため、平時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

２ 災害に対する平時からの備え

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、市民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、市は、市民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、市民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

３ 防災の視点を加えたまちづくり

地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものと考える。

各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

４ 広域連携による災害対応力の強化

本市による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内をはじめ県外の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

そのため、迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けた環境づくりに努めるものとする。

５ 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。そのため、災害時業務継続計画を踏まえ、組織的に対応体制を確認するとともに、防災訓練などを通して、職員の意識強化を行っていく。

６ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

防災に関する施策立案の過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

７ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

第３ 減災目標

区分	減災目標	現状値 （R７．３末）	目標値 （R17）	設定の考え方
共通	防災出前講座 参加者数	1,400 名/ 年度	延べ 25,000 名	計画期間中に、全世帯の半分相当の参加者数
自助	水や食料等の 家庭備蓄率	37%	100%	３日分の水や食料の備蓄
	防災情報メール等の 登録者数	延べ 36,000 名	延べ 50,000 名	「あいべあ」防災情報メール登録者数、 市公式 LINE 及び県防災アプリの登録者数の合算
共助	個別避難計画 策定率	10%	100%	避難行動要支援者名簿同意者数に占める、 個別避難計画の策定割合
	自主防災組織 活動カバー率	5.7%	90%	カバー率＝自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数
公助	災害時応援協定締結数 （食料品及び日用品）	８協定	市内の スーパー、 ホームセンター、 ドラッグストア	国によるプッシュ型支援の対象備蓄品８項目 ① 食料（長期保存食、アルファ米、パンなど） ② 毛布 ③ 乳児用粉・液体ミルク ④ 子ども用おむつ（乳幼児用おむつ） ⑤ 大人用おむつ ⑥ 携帯・簡易トイレ ⑦ トイレットペーパー ⑧ 生理用品
	避難所の 収容人員	16,304 名	29,000 名	会津盆地東縁断層帯地震（冬期 18 時）における、最大避難者数（被災１週間後）57,876 名のうち避難所への避難想定 28,938 名（避難所外 28,938 名）

第２章 防災関係機関等の役割

第１節 防災関係機関等の役割

第１ 市の役割

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、本市を災害被害から復旧し、市民生活の再建及び安定を図る。さらには本市の未来に向けて、市民とともに計画的に本市の復興を図っていく。

第２ 市民の役割

（１） 「自らの命は自分たちで守る（自助）」という意識を持つ。
（２） 防災に関する知識の習得に努め、訓練に参加する。
（３） 災害の教訓を次世代に伝承する。
（４） 災害に対する知識の向上を図り、家庭内において十分話し合いを行う。
（５） 災害時の避難場所、避難所を確認する。
（６） 少なくとも３日分（できれば１週間）の食料、水（３日で９Ｌ、生活必需品の備蓄を行う。
（７） 住居の耐震化や耐震用品の活用により安全性を確保する。
（８） 災害時に対策に役立つ情報を災害対策本部へ提供する。
（９） 「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持つ。
（10） 地域において相互に助け合い、平時からの防災体制の構築に努める。
（11） 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備に努める。
（12） 火災や地震等の災害に備えて、保険・共済等の加入に努める。

第３ 地域の役割

（１） 地域内の危険箇所、避難経路の把握や防災活動用資機材の整備、点検に努める。
（２） 地域での防災訓練の実施など、防災意識の普及・啓発に努める。
（３） 災害時に住民からの情報収集、住民への伝達（二次情報、地域情報）に協力する。
（４） 災害時に地域の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認に協力する。
（５） 災害時に支援物資の配布に協力する。
（６） 災害時に避難所運営に協力する。
（７） 地域の自主防災組織を結成し、防災活動に努める。
（８） 自主防災組織にあっては、地域内の災害初動期の応急対策に協力する。

第４ 民間事業所等の役割

（１） 施設の安全確保を図り、また防災意識の普及・啓発に努める。
（２） 事業継続計画を策定する。
（３） 災害時に従業員や顧客の安全確保を図り、安否確認を行う。
（４） 施設の確保や備蓄品の保管等、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備に努める。
（５） 災害時に施設や人材等を災害対策本部や地域住民に提供するよう努める。
（６） 災害時に協力できることについて、市と災害時応援協定を締結する等努める。

第２節 防災関係機関の業務大綱

第１ 市及び関係防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
会津若松市	（１）市防災会議に関する事務 （２）防災施設、防災組織の整備 （３）災害用物資及び資材の備蓄並びに整備 （４）防災思想の普及及び防災訓練 （５）災害に関する予報又は警報の発令及び伝達 （６）情報の収集、伝達及び被害調査 （７）避難対策 （８）災害発生の防ぎょ及び拡大防止の対策 （９）災害時における教育対策並びに交通及び輸送の確保 (10)被災者の救助、医療及び防疫等救助保護の対策 (11)消防、水防及びその他の応急措置
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	（１）被災者の救助、医療及び防疫等救助保護の対策 （２）消防、水防及びその他の応急措置
会津若松消防署	（１）被災者の救助、医療及び防疫等救助保護の対策 （２）消防、水防及びその他の応急措置
会津若松市消防団	（１）被災者の救助の対策 （２）消防、水防及びその他の応急措置

第２ 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福島県	（１）防災組織の整備 （２）市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 （３）防災知識の普及及び教育 （４）防災訓練の実施 （５）防災施設の整備 （６）防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 （７）災害に関する情報の収集、伝達及び広報 （８）緊急輸送の確保 （９）交通規制、その他社会秩序の維持 (10)保健衛生 (11)文教対策 (12)市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 (13)災害救助法に基づく被災者の救助 (14)被災施設の復旧 (15)その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

第３ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福島労働局会津労働基準監督署	（１）工場、事業所等における産業災害の防止についての指導監督 （２）労災保険料等の非常取扱い （３）被災工場、事業所に対する救急医療品の配付等
東北農政局 福島県拠点	（１）農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 （２）農業関係被害情報の収集報告 （３）農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 （４）被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 （５）排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け （６）野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 （７）応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局会津森林管理署	（１）国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 （２）災害復旧用材（国有林材）の供給
北陸地方整備局阿賀川河川事務所	（１）所轄河川区域における水防業務 （２）所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 （３）その他防災所定業務
東北地方整備局郡山国道事務所会津若松出張所	（１）所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事 （２）災害時における所轄国道の交通規制 （３）その他防災所定業務
仙台管区気象台（福島地方気象台）	（１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 （２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 （３）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 （４）市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 （５）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
会津地方振興局	（１）県地域防災計画による所定の業務 （２）市が処理する事務及び事業の指導
会津保健福祉事務所	（１）県地域防災計画による所定の業務 （２）応急手当及び看護に関する指導 （３）食品衛生管理に関する指導 （４）その他防疫保健衛生対策
会津農林事務所	（１）森林治水による災害予防 （２）保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理
会津若松建設事務所	（１）県地域防災計画による所定の業務 （２）緊急道路及び緊急輸送路の確保 （３）所轄河川区域における水防業務 （４）所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事

機関の名称	事務又は業務の大綱
会津若松警察署	（１）災害に関する情報の収集伝達 （２）避難の指示又は誘導 （３）交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通対策 （４）避難地域及び避難場所並びに重要施設等の警戒警備 （５）死体の検視、身元の確認 （６）災害時における各種犯罪の予防、取締り （７）関係機関の行う災害救助、復旧活動に対する協力 （８）その他災害警備に必要な警察活動及び各種広報活動

第４ 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道（株） あいづ統括センター	（１）鉄道施設等の整備及び防災管理 （２）災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 （３）災害時における応急輸送対策 （４）被災鉄道施設の復旧
NTT東日本（株）福島支店	（１）電気通信施設の整備及び防災管理 （２）災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 （３）被災電気通信施設の復旧
東北電力ネットワーク（株） 会津若松電力センター	（１）電力供給施設の整備及び防災管理 （２）災害時における電力供給の確保 （３）被災電力施設の復旧
東京電力リニューアブル パワー（株）猪苗代事業所	（１）電力供給施設の整備及び点検 （２）災害時における電力供給の確保及び復旧 （３）被害施設の調査及び広報
東日本高速道路（株） 東北支社会津若松管理事務所	（１）道路の耐災整備 （２）災害時の応急復旧 （３）道路の災害復旧
日本赤十字社福島県支部 会津若松市地区	（１）医療、助産等救護の実施 （２）義援金の募集 （３）災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会福島放送局	（１）気象・災害情報等の放送 （２）防災知識の普及
日本郵便（株）会津若松郵便局	（１）災害時における郵便事業運営の確保 （２）災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
通信事業者（(株)ＮＴＴドコモ、 ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)）	（１）電気通信施設の整備及び防災管理 （２）災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 （３）被災電気通信施設の復旧
運輸業者（日本通運(株)郡山支店、 福山通運(株)会津営業所、 佐川急便(株)会津若松営業所、 ヤマト運輸(株)福島主管支店、 西濃運輸(株)郡山支店）	（１）災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

第５ 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
会津乗合自動車（株）	（１）災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力 （２）災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報 （３）災害時の応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
（公社）福島県トラック協会会津支部（運送業者）	（１）災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
（公益）福島県看護協会会津支部	（１）医療助産等救護活動の実施 （２）防疫その他保健衛生活動の協力
報道機関 （福島テレビ（株）、 （株）福島中央テレビ、 （株）福島放送、 （株）テレビユー福島、 （株）ラジオ福島、 （株）福島民報社、 福島民友新聞社（株））	（１）気象予報、警報等の放送 （２）災害状況及び災害対策に関する放送 （３）放送施設の保安 （４）防災知識の普及

第６ 防災関係団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
防災組織（区長会・町内会等の地域組織や自主防災組織など）	（１）地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給、防犯等に対する協力 （２）市が実施する応急対策についての協力
会津若松市民生児童委員協議会	（１）災害時の要配慮者の救護の支援、安否確認の協力
（福）会津若松市社会福祉協議会	（１）災害時のボランティア活動の支援
（公社）会津若松医師会・会津若松歯科医師会・会津薬剤師会	（１）災害時における医療、助産及び救護活動 （２）医療機関との連携調整
病院等医療機関	（１）医療、助産等救護の実施 （２）救護活動に必要な医薬品及び医療機材並びに医療関係従事者の提供
商工会議所等商工業団体	（１）市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資のあっせん等の協力 （２）災害時における物価安定についての協力 （３）救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせん
会津よつば農業協同組合等農林関係団体	（１）市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力 （２）農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 （３）被災農家に対する融資又はそのあっせん （４）共同利用施設の災害応急対策及び復旧 （５）飼料、肥料等の応急確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
（一社）福島県建設業協会等 建設業関係者	（１）防災対策資機材、人員の確保 （２）障害物撤去等の応急復旧対策
ガス・石油等燃料取扱業者	（１）液化石油ガス消費設備の安全指導の徹底 （２）応急燃料の確保 （３）被災地に対する燃料の供給
社会教育関係団体	（１）市が実施する応急対策についての協力
土地改良区	（１）農業用ダム、堰、水門の管理 （２）土地改良施設の保全及び災害復旧
運輸業者	（１）災害時における救援物資、人員の輸送及び避難時の輸送力の確保
会津鉄道（株）	（１）災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 （２）鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護 （３）災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
報道機関（５指定地方公共機関に掲げる報道機関以外）	（１）災害応急対策の周知及び報道 （２）防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知
多数の者が出入りする事業所等 （スーパーマーケット、ホテル等）	（１）避難誘導、消火施設等の点検整備の実施 （２）従事者等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施

第７ 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊（陸上自衛隊第44普通科連隊）	（１）事前の災害時の連絡協調体制の強化 （２）災害派遣の準備 （３）要請に基づく災害派遣の実施

第３章 会津若松市の防災体制

第１節 会津若松市防災会議

会津若松市防災会議は、災害対策基本法第16条（市町村防災会議）及び会津若松市防災会議条例に基づき設置され、地域防災計画を作成及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする機関である。

第１ 組織

会長　　会津若松市長
委員　　会津若松市防災会議条例第２条
専門委員　会津若松市防災会議条例第３条
構成機関・団体

会津若松市、会津若松市教育委員会、福島労働局会津労働基準監督署、東北農政局福島県拠点、関東森林管理局会津森林管理署、北陸地方整備局阿賀川河川事務所、東北地方整備局郡山国道事務所、会津若松出張所、福島地方気象台、会津地方振興局、会津保健福祉事務所、会津農林事務所、会津若松建設事務所、会津若松警察署、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、会津若松市消防団、日本郵便（株）会津若松郵便局、東日本旅客鉄道（株）会津若松駅、NTT 東日本（株）福島支店、東北電力ネットワーク（株）会津若松電力センター、東京電力リニューアブルパワー（株）猪苗代事業所、東日本高速道路（株）東北支社会津若松管理事務所、会津乗合自動車（株）、（公社）福島県トラック協会会津支部、（公社）福島県看護協会会津支部、会津鉄道（株）、（公社）会津若松医師会、（福）会津若松市社会福祉協議会、会津若松市区長会、公立大学法人会津大学、会津若松消防署、会津若松市民生児童委員協議会、男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体

第２ 所掌事務

（１） 会津若松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
（２） 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること
（３） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
（４） 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（※）資料 1-1　会津若松市防災会議委員構成団体等（P.1）

第２節 会津若松市災害対策本部

会津若松市災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の２（市町村災害対策本部）及び会津若松市災害対策本部条例に基づき設置され、会津若松市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、会津若松市地域防災計画の定めるところにより、会津若松市災害対策本部を設置する。

第１ 組織

本部長　　会津若松市長
副本部長　会津若松市副市長
本部員　　企画政策部長、財務部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、観光商工部長、農政部長、建設部長、教育長、教育部長、上下水道事業管理者、上下水道局長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者

第２ 所掌事務

（１） 市の区域に係る災害に関する情報を収集すること
（２） 市の区域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること

（※）資料 1-2、1-3　会津若松市災害対策本部規程（P.5、6）

第３節 広域応援体制の整備

第１ 地方公共団体協定

姉妹都市をはじめとして、親善交流都市、友好都市など、同時に被災する可能性が少ない県外の自治体は、職員の派遣や物資支援、避難者の受け入れ先などの点で有効であることから、相互応援協定の締結を推進する。

また、災害応急対策（広域避難対策、行政機能の低下対策等）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を推進する。

これらの相互応援締結後の連携強化にあたっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

第２ 民間事業者・団体等との協定

災害発生時において、支援物資や各種応急対策サービスが緊急に必要になる場合に備えるため、食料・生活必需品、燃料等の提供、物流、物資配送、役務の供給、ライフラインの復旧、情報連絡、さらには、地域における事業所施設の一時的な提供など、事業所が業務や地域との関わりの中で可能な内容について、民間事業者・団体等との協定の締結を推進する。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第３ 相互応援体制の整備

大規模災害の発災時に県と連携し、他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的支援を円滑に受け入れるため、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「会津若松市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

また、市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

（※）資料 3-1　災害時応援協定締結先一覧（P.50）

第４章 本市の概況及び災害の危険性

第１節 本市の概況

第１ 自然的条件

１ 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東京から約300km、県庁所在地福島市から約100kmの地点にある。

東は猪苗代湖に、西は阿賀川、宮川に接し、南は布引山や大戸岳などの山々を、北は日橋川を境としている。また、盆地の南側は、高い扇状台地で沖積層に覆われている。

本市の市域面積は382.99㎢であり、地形は東西に短く、南北に長くなっている。

市域のうち山林面積が約55％を占め、市域の北西にある市街地は、中心を湯川が流れ、東から西へ緩やかな傾斜を成している。

２ 気象

本市の気候は、日本海側の気候に近い特性を持ち、冬は降雪が続いて積雪が多く、日照は少なくなる。また、季節風そのものは強くはない。春は比較的乾燥した晴天の日が多くなる。梅雨現象もはっきりしないものの、その末期には大雨が降りやすくなる。盆地なので、夏は極めて日中の気温は高いものの、熱帯夜になることはほとんどない。秋は１年中で最も晴天に恵まれる一方、早朝には放射霧が発生することが多くなる。

平年値で見ると夏期８月に日最高気温は、30.8℃、冬期１月の日最低気温は、－３．４℃、12月から３月までは最低気温が氷点下となる日が多く、年最深積雪は59cm、積雪日数は約103日に及ぶ。また、年降水量は、1253.0mmとなっている。

第２ 社会的条件

１ 人口・世帯の移り変わり

（各年10月１日現在）

年次	人口	世帯数	年次	人口	世帯数
明治32	30,488	5,379	昭和45	104,065	27,744
大正元	39,575	5,931	50	108,650	31,402
9	45,492	6,977	55	114,528	35,931
14	45,402	7,801	60	118,140	38,078
昭和５	43,996	7,957	平成２	119,080	39,661
10	46,083	8,515	7	119,640	41,995
15	49,824	9,313	12	118,118	43,347
20	56,217	11,405	17	122,248	45,391
25	60,034	12,589	22	126,220	47,891
30	97,885	18,943	27	124,062	49,431

年次	人口	世帯数	年次	人口	世帯数
昭和35	99,546	21,273	令和２	117,376	49,022
40	102,239	24,623	7	109,671	49,360

※平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。平成17年は旧北会津村を含めた数値、平成22年以降は旧河東町を含めた数値

２ 交通

周囲を山に囲まれ、積雪寒冷の地である本市にとって、交通網の整備促進は、災害時の物流確保や広域的な避難に重要な役割を果たす。

本市は、環太平洋地域と環日本海地域の中間点に位置しており、県内外の主要都市と本市を結ぶ磐越自動車道及び会津縦貫道（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）を「広域連携軸」とし、県内外の人々との交流や物流の軸として交通ネットワークの整備を進める必要がある。

また、鉄道網も東西、南の都市間流通の要となっており、路線の維持・整備が必要である。

第２節 災害履歴

本市における地震災害、風水害・土砂災害、雪害について示す。

第１ 地震災害

年号	西暦	月日	震災内容
文亀　２	1502	１・28	強い地震があった。死者・家屋の倒壊があり、震源地は新潟
永正　14	1517	７・28	会津地方と越後地方に強い地震あり多くの家屋が倒壊した
弘治　元	1555	９・14	強い地震あり、寺社の倒壊もあった
慶長　16	1611	９・27	強い地震あり会津城をはじめ倒壊した家屋が多く、死者は3,700余名
万治　２	1659	４・21	大地震があり39名死亡し、409戸が倒壊した
天和　３	1683	10・20	県下全域に強い地震があり会津の御蔵入りでは山崩れのため川がせきとめられた
昭和　39	1964	６・16	新潟地震、震度は只見５、会津若松４
昭和　53	1978	６・12	1978年宮城県沖地震、震度は福島５、会津若松４
平成　６	1994	12・18	下郷町を中心に強い地震、震度は会津若松４
平成　19	2007	７・16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震、震度は会津若松４
平成　23	2011	３・11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震、震度は会津若松５強
令和　３	2021	２・13	福島県沖の地震、震度は会津若松４
令和　４	2022	３・16	福島県沖の地震、震度は会津若松４

第２ 風水害・土砂災害

年号	西暦	月日	災害内容
明治　41	1908	８・７	市内で強風のため家屋526戸破損した
昭和　２	1927	７・18	市内及び近隣町村で床下浸水100戸、さらに土砂崩れがあった
昭和　５	1930	７・20	大雨により市内で床下浸水千数百戸
昭和　９	1934	９・21	室戸台風　市内全域に家屋・電柱・作物等に大きな被害を出す
昭和　22	1947	９・14	カスリーン台風　阿賀川全流域で豪雨が発生。会津一円に甚大な被害
昭和　24	1949	８・31	キティ台風　家屋全壊及び床下浸水その他大きな被害となる
昭和　31	1956	７・14	大雨で会津を中心として死者約30名、床上浸水約1,900戸他
昭和　46	1971	３・５	季節風よる暴風雨で死者２名その他家屋半壊。最大瞬間風速19.0m/s
昭和　47	1972	７・５	市内に落雷１名死亡し、600戸停電、大雨で床上下浸水146戸
昭和　62	1987	７・17	強風、雷、ひょうにより作物の大被害。最大瞬間風速20.0m/s
平成　５	1993	８・26	台風第11号による死者１名、床上下浸水、道路損壊多発した
平成　14	2002	10・１	台風第21号により床上浸水63件、床下浸水244件

年号	西暦	月日	災害内容
平成　30	2018	７・３	大戸町において局地的なダウンバーストにより、屋根の破損や樹木倒壊などで住家、非住家被害14棟
平成　30	2018	９・４	台風第21号により、住家17棟に屋根の剥離などの被害。最大瞬間風速27.8m/s、最大風速14.1m/s
令和　元	2019	10・12	台風第19号（令和元年東日本台風）により、住家被害４件、県道59号会津若松三島線銀山橋（北会津地区）の橋脚の沈下により通行不可、一級河川　藤川の護岸崩壊、農業被害等。 土砂災害警戒区域、湯川沿いの6,585世帯を対象に避難指示発令 期間降水量142.5mm、最大風速13.2m/s、最大瞬間風速22.5m/s
令和　５	2023	７・10	大雨による内水氾濫が発生し、複数箇所での道路冠水、床下浸水12件、床上浸水15件等。最大１時間降水量56.5mm

第３ 雪害

年号	西暦	月日	災害内容
昭和　20	1945	12・17	大雪により、磐越西線、会津線、只見線で列車ダイヤ大混乱
昭和　27	1952	１・14	大雪により、市内バス全線運休。積雪40cm
昭和　52	1977	12・21	会津全域で大雪となり死者７名、負傷者12名。金山町積雪287cm
昭和　60	1985	２・22	大雪により、磐越西線、只見線大混乱。市内降雪量87cm
平成　13	2001	１・３	大雪により死者２名、交通が混乱。降雪量65cm
平成　18	2006	１・４	大雪により、負傷者７名、農業被害。最深積雪82cm
平成　22	2010	12・26	大雪により、国道で多数の車が立ち往生。最深積雪115cm
平成　25	2013	１・26	大雪により、床下浸水７件、道路冠水15箇所。最深積雪89cm
令和　７	2025	２・７	観測史上最大積雪深121cmを記録。積雪による交通障害や建物の破損、落雪・転倒による人的被害など発生

第３節 市内各地区の地理的特性

効果的な対策を進めていくため、市内各地区の地理的特性を把握する必要がある。地区区分は、「会津若松市都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、以下の10地区とする。

【地区区分イメージ図】

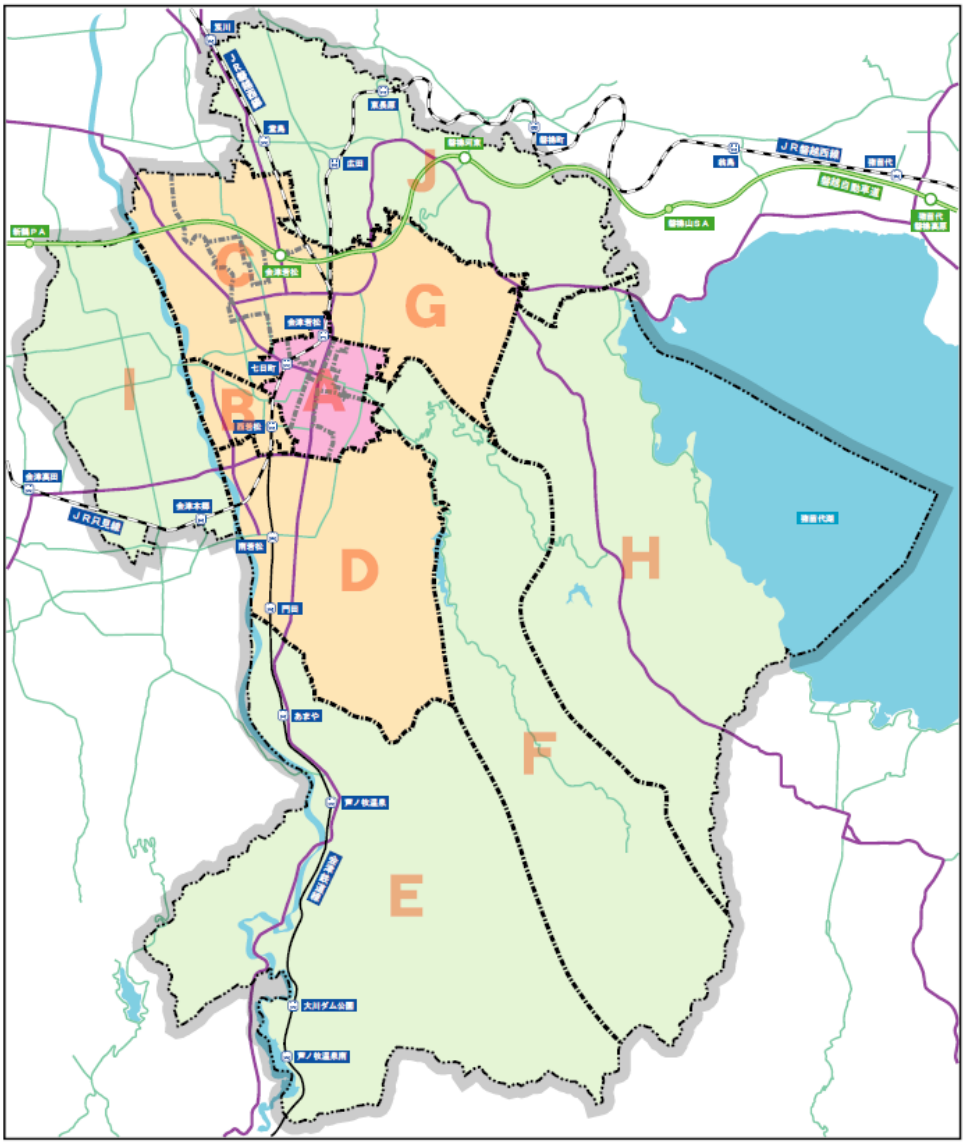

第１ 各地区の課題と取組目標

令和６年度の地域防災意見交換会及びワークショップでの意見等を踏まえ、まとめたものである。

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
A地区	城北 行仁 日新 謹教 鶴城	地域概要	・国道及び県道バイパスに囲まれ、商業・文化・観光・行政等多様な都市機能が充足し、かつ住宅が密集した市街地を形成している ・たびたび内水氾濫による浸水被害が発生している
		課題	・東縁断層帯による地震が発生した場合は、約半数の建物が倒壊すると想定される ・老朽化した住宅や蔵が町中に残されており、倒壊による道路閉塞、火災の危険性がある（避難場所への移動が不便で危険になることが懸念） ・土砂災害警戒区域等は指定されていないが、東側の斜面に沿って、土砂災害警戒区域等が東山小学校、小田山公園、城南小学校付近まで迫っている ・地区の南側は、想定最大規模降雨時の洪水による浸水深は３ｍであり、湯川周辺は３ｍ以上の区域もある ・集中豪雨時に幹線水路等の周辺で道路冠水等の内水氾濫の被害が想定される
		対策	・公共施設等の耐震補強等の対応を進めていく ・雨水幹線や水路の整備による溢水対策を促進する ・公共施設等の備蓄等設備対策に努める ・リスクの周知･避難体制の充実等を促進する ・避難場所、避難路、誘導体制等の整備を推進する
B地区	城西	地域概要	・東から西へ居住地域、田園地域、産業地域に大きく分かれており、湯川と阿賀川に挟まれている ・居住地域では、たびたび内水氾濫による浸水害が発生している
		課題	・東縁断層帯による地震が発生した場合、多くの建物倒壊被害が想定される ・地区内及び隣接部は土砂災害警戒区域等には指定されていないが、西若松駅周辺部は建物が密集しており、地震による倒壊、火災延焼のリスクがある ・道路が狭く、緊急車両が通行できなかったり、混雑が想定される ・水路からの溢水による家屋の浸水被害が発生しているほか、阿賀川や湯川からの洪水による被害が懸念される ・避難場所となる学校、公園等の大半は、地区の東側に立地しており、中央部から西に広がる農地や阿賀川沿岸の工業地域周辺からの利用が難しい状況にある

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
		対策	・狭い道路や行き止まり道路の解消に努める ・雨水幹線や水路の整備による溢水対策を促進する ・農地や集落、工業用地の広がる中央から西側にかけて、避難場所の確保に努める ・早めに避難行動がとれるよう適切な情報提供に努める ・避難場所、避難路、誘導システム等の整備を推進する

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
C地区	神指町北高野	地域概要	・広大な田園地域であるが、インターチェンジ付近に物流団地、北西部にはＩＴ系工業施設が立地している ・大きな内水被害は少ないが、地域の大半が浸水想定区域（想定最大規模降雨）となっている
		課題	・集落を結ぶ道路が分断すると、避難の遅れや救援・救護等の遅れにつながる ・東縁断層帯による地震が発生した場合、集落で多くの建物が倒壊すると想定される ・阿賀川の氾濫による被害の危険性が高い ・地区内には学校、公園等が整備されているが、磐越自動車道より北に広がる農地や阿賀川沿岸からの利用が難しい
		対策	・狭い道路や行き止まり道路を解消し、安全な避難経路の確保を図っていく ・田園地域に点在する集落において、建物の耐震性能の向上に努める ・集落単位での安全な避難行動について地区の実情に対応した対策の検討を進めていく ・地区の北側や西側においては、近接する工業用地や福祉施設等の活用について協議を進める等、適切な避難誘導方策の検討を進めていく
D地区	門田	地域概要	・阿賀川と山地に挟まれ、広大な農地と中心市街地に隣接する住宅地が広がり、運動公園や工業団地が立地している ・地区の西側から中央部にかけては浸水被害、東側は土砂災害のリスクがある
		課題	・集落を含む住宅地においては、道路の狭さ、ブロック塀の倒壊等が懸念される ・東縁断層帯による地震が発生した場合、多くの建物が倒壊すると想定されており、木造建築物については、倒壊・倒壊に伴う出火が発生すると見込まれる ・東側の山林から、市街地や集落の縁辺にかけて、土砂災害警戒区域等が指定されているほか、門田駅付近などが砂防指定地となっている ・水路からの溢水による道路冠水が発生しているほか、阿賀川や古川からの洪水による被害が懸念される ・市街地の南端を形成しており、会津総合運動公園が立地していることから、災害時の避難場所として多数の人に利用されることが想定される ・北西の市街地は避難施設まで距離が遠い

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
		対策	・建物の耐震性向上等による被害の軽減を図る ・水路の整備による溢水対策を促進する ・速やかに避難するための情報提供の在り方の検討や避難経路の確保を進めていく ・避難場所、避難所の不足する地区での住民等の安全確保について、地区の実情にあった対応を検討する ・総合運動公園に避難する人たちへの避難誘導や情報提供等についても検討する ・災害情報の伝達手段の構築に努める

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
E 地区	大戸	地域概要	・南西部に位置し、阿賀川沿川に、農地や集落が形成され、芦ノ牧温泉が立地している ・山間の河川沿いにあるため、浸水害、土砂災害のリスクが高い
		課題	・地区の中心部に、老朽化した建物が多くある ・東縁断層帯による地震が発生した場合、少なからず建物が倒壊すると想定されており、特に木造建築物については、倒壊に伴う出火が懸念されている ・丘陵地、山林、集落近くに土砂災害警戒区域等や砂防指定地がある ・道路が狭く、緊急車両が通行できなかったり、避難の際に混雑したりする可能性がある ・河川沿岸、丘陵地に災害危険性が高い箇所が多数見られる ・温泉街には市の公共施設がない ・避難施設が少ない
		対策	・地区の既存施設等を活用した一時的な避難場所の確保を図っていく ・要配慮者の避難支援の在り方や地区の共助力の向上を目指していく ・温泉街周辺には、安全な避難対策のための情報提供体制や事業者と協力しての避難誘導対策を進める必要がある
F 地区	東山	地域概要	・本市南部の山地から南北に流下する湯川沿いの細長い山間地の地域で、東山温泉や東山ダム、背炙山などの観光資源が立地している ・土砂災害警戒区域に、温泉街や集落が立地している
		課題	・地区内の災害危険箇所としては、北西部に土砂災害警戒区域等があるほか河川に沿って砂防指定地がある ・新耐震以前の木造住宅が多く立地し、倒壊する危険性が高い建物が多くある ・東山温泉地区は、市街地からのアクセスが湯川沿いの道路に限られており、道路が狭く、一方通行となっている箇所がある ・道路が狭いため、避難行動、消火活動が十分行えない ・東縁断層帯による地震が発生した場合、多くの建物が倒壊すると想定されており、木造建築物については、半数以上が倒壊し出火することが見込まれる ・東山ダムの決壊に伴う水害の懸念がある
		対策	・市街地の建物の耐震性能の向上への協力を周知していく ・安全な避難経路の確保を図っていく ・要配慮者の避難支援の在り方の検討を進めていく ・東山温泉地区では、観光客避難のための安全な交通対策を進める ・住民への情報提供体制の構築や定期的なパトロールにより監視体制の強化を図る

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
G 地区	一箕	地域概要	・中心市街地の東側に隣接し、自然地、農地、住宅地、工業地などから構成する地域 ・比較的浸水害のリスクは少ない地域であるが、地区東側に土砂災害警戒区域がある
		課題	・東縁断層帯による地震が発生した場合、多くの建物が倒壊すると想定されており、特に木造建築物については、相当数が倒壊し、出火が懸念される ・地震の際、老朽化した住宅地の倒壊の危険性がある ・丘陵地、がけ地の崩壊が心配されている ・土砂災害警戒区域等に立地している施設があり、避難時に使用できない ・市街地に隣接する丘陵地に、土砂災害警戒区域等、砂防指定地がある ・道路空間が十分に確保されていない箇所もあり、災害時の閉塞が心配される
		対策	・建物の耐震性能の向上を周知する ・狭い道路の解消など、安全な避難経路の確保を図っていく ・要配慮者の避難支援の在り方の検討を進めていく ・公共施設や学校など、災害時の使用可能な施設が多数ある地区であり、市全体の防災体制の中での活用方法を検討していく
H 地区	湊	地域概要	・最東部に位置し、猪苗代湖に接する地域で、農地、集落、山地で構成されている ・主に国道294号の沿道で集落が形成されており、沿道西側山地からのため池浸水、土砂災害のリスクがある
		課題	・各集落において、老朽化した空家が多くあり、地震時に倒壊の危険がある ・東縁断層帯による地震が発生した場合、半数以上の建物が倒壊すると想定されており、特に木造建築物については、倒壊に伴う出火が懸念される ・土砂災害時、大雪時には道路が通行できず、孤立する可能性がある ・地区内の西側斜面に土砂災害警戒区域等が指定されているほか、地区南部に砂防指定地がある ・道路の見通しの悪い箇所や河川・水路などに危険箇所が点在している
		対策	・地区の既存施設等を活用した一時的な避難場所の確保を図っていく ・要配慮者の避難支援の在り方や地区の共助力の向上を目指していく ・高齢者に配慮した情報提供や医療機関との連携を図るなど、地区の実情を踏まえた情報提供、発信手段の確保を図る

地区	該当地区	防災課題と対策方針	
Ｉ地区	北会津	地域概要	・阿賀川左岸の農地からなる地域で、集落が点在し、地区中心部に公共施設が集積している ・地区西側に宮川と河川に挟まれた地域であり、地区の大半が洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）になっている
		課題	・東縁断層帯による地震が発生した場合、多数の建物が倒壊すると想定されており、特に木造建築物については、倒壊に伴う出火が懸念される ・地震の際、集落における老朽住宅の倒壊の危険性がある ・阿賀川、宮川に隣接しており、水害時には早期に避難する必要がある
		対策	・建物の老朽化が進んでいるため、建物の耐震性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路の確保を図っていく ・阿賀川、宮川に接している地区であることから、水害の危険箇所等の情報を地区住民に周知する ・高齢者が多く居住していることから、避難の際の支援の在り方や地区の共助力の向上を目指していく
Ｊ地区	河東	地域概要	・本市最北部に位置し、農地が広がり、集落やゴルフ場、工業地などから構成する地域 ・比較的浸水害は少ない地区であるが、北部の日橋川沿いで、浸水害及び融雪型火山泥流の影響が想定されている
		課題	・市街地や集落において、老朽化した建物が多く立地している ・道路が狭く、緊急車両が通行できなかったり、避難の際に混雑したりする可能性がある ・東縁断層帯による地震が発生した場合、半数の建物が倒壊すると想定されており、特に木造建築物については、半数以上が倒壊し、倒壊に伴う出火が懸念される ・空き家等が多く、地震時に倒壊の危険がある ・中央部を流れる大工川や金山川周辺に砂防指定地がある ・高齢者が多く居住している
		対策	・河東支所周辺市街地の建物の耐震性能、耐火性能の向上への協力を周知し、また安全な避難経路の確保を図っていく ・地区内には鉄道路線、高速道路、河川など、避難する際に障害となる箇所がいくつか見られるため、これらを踏まえた安全な避難場所や避難経路の確保を図っていく ・要配慮者の避難支援の在り方や地区の共助力の向上を目指していく